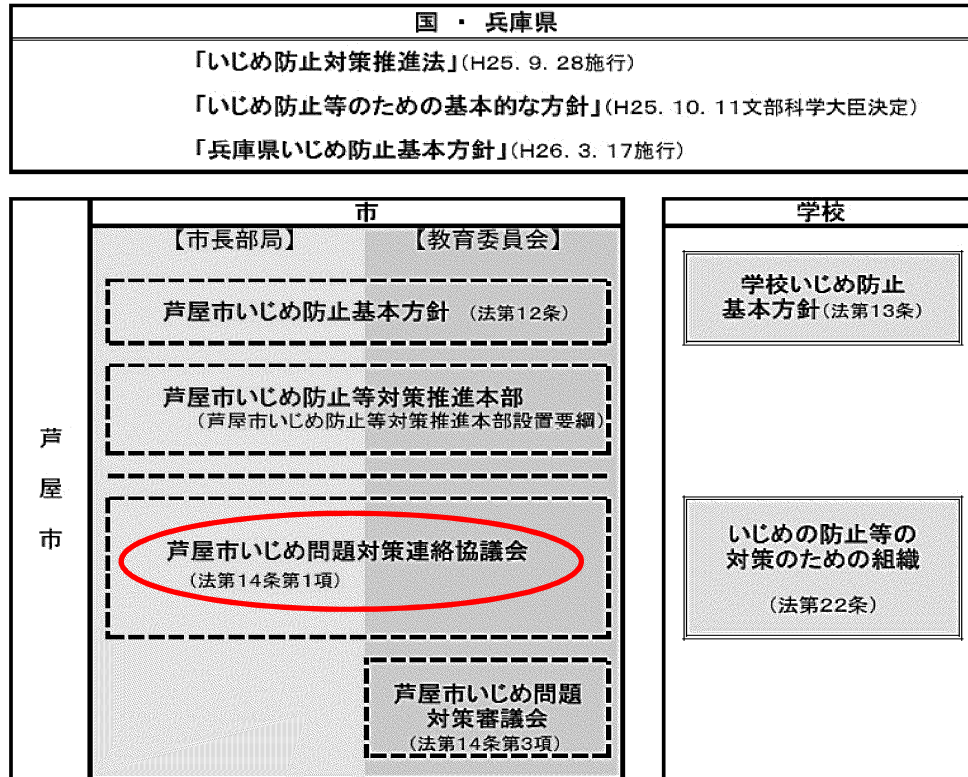
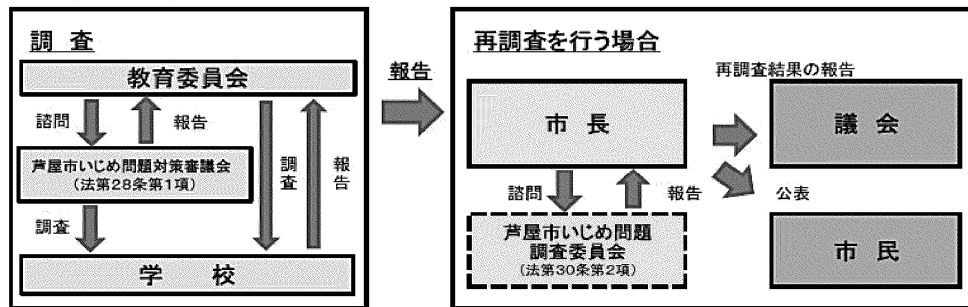


芦屋市いじめ問題対策連絡協議会について

【芦屋市いじめ防止対策組織図】



◎重大事態の調査等(法第30条)



【委員構成】

■組織代表者（推薦により代表者を選出）

- P T A協議会
- 民生児童委員協議会
- 青少年育成愛護委員会

■学校教育関係者

小・中学校校長（小学校から1名，中学校から1名）

■行政関係者

- 芦屋警察署生活安全課長
- 芦屋市職員

（人権推進課長，地域福祉課長，青少年愛護センター長，  
こども・健康部主幹（こども担当課長），  
学校教育部主幹（学校教育指導担当課長）

【主な内容】

- いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を推進するための協議を行う。
- 関係機関及び団体相互の連絡調整を図る。

【参考：いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）抜粋】

第14条第1項

地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校，教育委員会，児童相談所，法務局又は地方法務局，都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。